

第 31・32・33号議案

品川区道路占用料等徴収条例の一部、品川区法定外公共物管理条例の一部および品川区立公園条例の一部を改正する条例

1. 品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(1) 条例の目的

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 39 条の規定により区が徴収する道路の占用料等の額および徴収方法について定めることを目的とする。

(2) 改正の概要

令和 6 年 1 月に固定資産税評価額の評価替えが行われたことから、第 2 条別表の占用料単価を改定する（評価替えは 3 年に 1 度実施）。単価改定により、令和 7 年度の占用料は、4.3%増の見込みである。また、占用期間が 1 か月未満の許可について消費税相当額を上乗せする。

2. 品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

(1) 条例の目的

法定外公共物の管理に関する事項を定めることにより、法定外公共物の適正な利用を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 改正の概要

令和 6 年 1 月に固定資産税評価額の評価替えが行われたことから、第 7 条第 3 項の占用料を改定する（評価替えは 3 年に 1 度実施）。単価改定により、令和 7 年度の占用料は、6.0%増の見込みである。また、占用期間が 1 か月未満の許可について消費税相当額を上乗せする。

3. 品川区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 条例の目的

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）および法に基づく命令に定めるもののほか、区立公園の設置および管理について必要な事項を定め、公園の健全な発達を図り、区民の福祉の増進に資することを目的とする。

(2) 改正の概要

令和 6 年 1 月に固定資産税評価額の評価替えが行われたことから、第 13 条別表第 2 の占用料を改定する（評価替えは 3 年に 1 度実施）。単価改定により、令和 7 年度の占用料は、5.0%増の見込みである。また、占用期間が 1 か月未満の許可について消費税相当額を上乗せする。

品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○品川区道路占用料等徴収条例 昭和28年7月8日条例第10号 別表（第2条関係）				○品川区道路占用料等徴収条例 昭和28年7月8日条例第10号 別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1本につき1年	<u>9,740円</u>	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1本につき1年	9,350円
	第二種電柱		<u>14,900円</u>		第二種電柱		14,300円
	第三種電柱		<u>20,100円</u>		第三種電柱		19,300円
	第一種電話柱		<u>8,690円</u>		第一種電話柱		7,720円
	第二種電話柱		<u>13,900円</u>		第二種電話柱		12,400円
	第三種電話柱		<u>19,100円</u>		第三種電話柱		17,000円
	その他の柱類		<u>860円</u>		その他の柱類		830円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>86円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	83円
	地下に設ける電線その他の線類		<u>52円</u>		地下に設ける電線その他の線類		50円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>8,520円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	8,180円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,210円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	5,010円
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	<u>17,300円</u>		変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	16,700円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>24,600円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	23,400円

改正後				改正前			
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	16,700円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>200円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>360円</u>		外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		340円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>520円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		500円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>780円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		750円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1,040円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		1,000円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,560円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,500円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2,080円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		2,000円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>3,650円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		3,500円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>5,210円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		5,010円
	外径が1メートル以上のもの		<u>10,400円</u>		外径が1メートル以上のもの		10,000円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>	法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	14,800円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	16,700円		

改正後					改正前				
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街および 地下室	階数が1のも の	占有面積1平 方メートルに つき1年	Aに0.004を 乗じて得た額	法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街および 地下室	階数が1のも の	占有面積1平 方メートルに つき1年	Aに0.004を 乗じて得た額
		階数が2のも の		Aに0.006を 乗じて得た額			階数が2のも の		Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が3以上 のもの		Aに0.007を 乗じて得た額			階数が3以上 のもの		Aに0.007を 乗じて得た額
	上空に設ける通路	<u>12,300円</u>	上空に設ける通路	11,700円					
地下に設ける通路	<u>7,400円</u>	地下に設ける通路	7,020円						
その他のもの	<u>11,000円</u>	その他のもの	10,400円						
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設けるも の	占有面積1平 方メートルに つき1日	<u>240円</u>	法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設けるも の	占有面積1平 方メートルに つき1日	230円		
商品置場その他これに類する もの	占有面積1平 方メートルに つき1年	<u>24,600円</u>	商品置場その他これに類する もの	占有面積1平 方メートルに つき1年	23,400円				
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチ式であるものを 除く。）	表示面積1平 方メートルに つき1年	<u>24,600円</u>	令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチ式であるものを 除く。）	表示面積1平 方メートルに つき1年	23,400円		
	標識	1本につき1 年	<u>13,900円</u>		標識	1本につき1 年	13,300円		
	旗ざおおよび 幕	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設けるも の	占有面積1平 方メートルま たは1本につ き1日	<u>240円</u>	旗ざおおよび 幕	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設けるも の	占有面積1平 方メートルま たは1本につ き1日	230円	
		その他のもの	占有面積1平 方メートルま たは1本につ き1年	<u>24,600円</u>		その他のもの	占有面積1平 方メートルま たは1本につ き1年	23,400円	

改正後					改正前							
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>246,700円</u>		アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	234,000円			
		その他のもの		<u>123,300円</u>			その他のもの		117,000円			
令第7条第2号に掲げる物件	太陽光発電設備および風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>		令第7条第2号に掲げる物件	太陽光発電設備および風力発電設備	占用面積1平方メートルにつき1年	16,700円			
令第7条第3号に掲げる物件	津波からの一時的な避難施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額		令第7条第3号に掲げる物件	津波からの一時的な避難施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額			
令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲い、足場その他の工事用施設および工事用材料の置場	危険防止施設	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>24,600円</u>		令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料の置場	板囲い、足場その他の工事用施設および危険防止施設	占用面積1平方メートルにつき1年	23,400円			
				<u>10,300円</u>					8,640円			
令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>		令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	16,700円			
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額		令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額							階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を							階数が3のもの	Aに0.011を

改正後					改正前				
		を除く。)に設けるもの	の 階数が4以上のもの	乗じて得た額 Aに0.012を乗じて得た額			を除く。)に設けるもの	の 階数が4以上のもの	乗じて得た額 Aに0.012を乗じて得た額
		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額			地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額				階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額				階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額						
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額					
令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額

改正後					改正前				
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3のもの 階数が4以上のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額					Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額					Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額					Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3のもの 階数が4以上のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額					Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額					Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額					Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額	

改正後	改正前
<p>備考 1～8 (略)</p> <p>9 <u>占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に、当該額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額および地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額とする。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際、改正前の品川区道路占用料等徴収条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。</u></p>	<p>備考 1～8 (略)</p>

品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(占用料)</p> <p>第7条 区長は、法定外公共物の占有につき占用料を徴収する。ただし、法定外公共物の占有が規則で定める工作物等に係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 占用料の額は、占有をしようとする面積（以下「占有面積」という。）1平方メートルにつき<u>916円</u>に、占有開始の日の属する月から占有終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。ただし、占有面積に1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を1平方メートルに切り上げ、占有の許可の期間が<u>1月未満の場合</u>は当該期間を1月として算定する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 <u>占有の許可の期間が1月未満の場合の占用料の額は、第3項および第4項により算出した額に、当該額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額および地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額とする。</u></p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際、この条例による改正前の品川区法定外公共物管理条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占有に係る期間中は、なお従前の例による。</u></p>	<p>(占用料)</p> <p>第7条 区長は、法定外公共物の占有につき占用料を徴収する。ただし、法定外公共物の占有が規則で定める工作物等に係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 占用料の額は、占有をしようとする面積（以下「占有面積」という。）1平方メートルにつき<u>864円</u>に、占有開始の日の属する月から占有終了の日の属する月までの月数を乗じて算定した額とする。ただし、占有面積に1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を1平方メートルに切り上げ、占有の許可の期間が30日を超えないときは当該期間を1月として算定する。</p> <p>4～5 (略)</p>

品川区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○品川区立公園条例 昭和39年7月15日条例第31号				○品川区立公園条例 昭和39年7月15日条例第31号			
別表第2（第13条関係）				別表第2（第13条関係）			
種別	単位		占用料	種別	単位		占用料
電柱、標識	1本	1月	<u>1,933円</u>	電柱、標識	1本	1月	1,856円
水道管、下水管、ガス管、電線	1メートル	1月	<u>859円</u>	水道管、下水管、ガス管、電線	1メートル	1月	825円
鉄塔	1平方メートル	1月	<u>1,432円</u>	鉄塔	1平方メートル	1月	1,375円
変圧塔、マンホールの類	1カ所	1月	<u>1,432円</u>	変圧塔、マンホールの類	1カ所	1月	1,375円
郵便差出箱、信書便差出箱	1カ所	1月	<u>572円</u>	郵便差出箱、信書便差出箱	1カ所	1月	550円
公衆電話所	1カ所	1月	<u>1,432円</u>	公衆電話所	1カ所	1月	1,375円
地下の占用物件	地上露出部分	1平方メートル	<u>1,245円</u>	地下の占用物件	地上露出部分	1平方メートル	1,038円
	地下部分	1平方メートル	<u>429円</u>		地下部分	1平方メートル	1月
高架の占用物件	1平方メートル	1月	<u>716円</u>	高架の占用物件	1平方メートル	1月	687円
天体、気象または土地の観測施設	1平方メートル	1月	<u>1,420円</u>	天体、気象または土地の観測施設	1平方メートル	1月	1,184円
保育所その他の社会福祉施設	1平方メートル	1月	<u>1,432円</u>	保育所その他の社会福祉施設	1平方メートル	1月	1,375円

改正後				改正前			
写真撮影のための常時 占用	撮影機 1 台	1 月	<u>11,280円</u>	写真撮影のための常時 占用	撮影機 1 台	1 月	10,800円
写真撮影のための臨時 的な占用	1 回 (1 時間以内)		<u>17,625円</u>	写真撮影のための臨時 的な占用	1 回 (1 時間以内)		16,875円
その他の占用	1 平方メート ル	1 日	<u>47円</u>	その他の占用	1 平方メート ル	1 日	45円
備考 1～2 (略)				備考 1～2 (略)			
<p>3 <u>期間が 1 月に満たない場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に、当該額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額とする。</u></p>							
<p><u>付 則</u></p>							
<p>1 <u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>							
<p>2 <u>この条例の施行の際、改正前の品川区立公園条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。</u></p>							